

○議長 辻本 一夫君

まず8番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回2件ほどお伺いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、通告書のとおりですね、1件目は大雨の防災対策についてであります。

今年の8月9日から12日にかけて、町は大雨に見舞われて、豪雨で被害が発生してる状況にあります。特に山鹿地区の方でも、はまゆう団地の土砂崩れ、それ以外にも正津ヶ浜で床上浸水があったり、それと粟屋区の方では調整池が氾濫して、事業所にも影響して被害を被っている状況です。

そういった中で、近年のこの異常気象っていうのがございまして、町民の皆さんにとっては、安心できる状態にはまだないと考えます。

それで今回の大雨による被害状況について、まずお伺ひいたします。

8月9日から12日までの芦屋町の降雨状況、それから警戒等の気象庁からの情報がどのようなものがあったのか、まずお伺ひいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

まず、8月9日土曜日から8月12日火曜日までの降水量についてお答えいたします。航空自衛隊芦屋基地から提供いただきました、気象観測データを用いてお答えしますと、9日から12日の期間の降水量は524ミリメートルでした。

内訳は、9日が116.5ミリメートル、10日が289ミリメートル、11日が110.5ミリメートル、12日が8ミリメートルです。なお、10日の1日当たりの降水量289ミリメートルは、芦屋基地での観測史上最大の降水量とのことです。あくまでも芦屋基地でのデータになります。

次に、8月9日土曜日から8月12日火曜日までの大雨に関する警戒情報について、福岡管区気象台による発表状況をお答えします。9日21時16分に大雨注意報、9日22時34分に大雨警報が発表されました。その後、9日22時50分に土砂災害警戒情報が発表され、12日20時10分に解除されました。12日の20時30分に大雨警報は大雨注意報になり、13日4時30分に解除されました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今答弁がありましたように、福岡県のホームページを見ても分かりますとおり、近年にない雨が降ったという状況にあります。もう1点確認いたしますけど、町としては、線状降水帯の発生、予報、予測情報というのも掌握しているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

把握をしておるんですけども、すみません、まとめた資料を今持ち合わせておりません。以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今、雨が非常に降るということで、気象庁の方は線状降水帯の発生予測情報というのを提供しているということで、これも町としての災害対応については、重要な情報の1つではないかと勘案いたします。

それでは、今回の芦屋町における、豪雨における被害状況はどうだったのか、9月17日に報告を受けておりますけれども、改めて説明を求めます。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

発生した被害は、床上浸水が3件、床下浸水が6件、雨漏りが1件、土地の崖崩れが1件などです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今報告がございましたけれども、今までの芦屋町の被害状況から勘案すると、徐々に被害が大きくなっているかなと思います。土砂災害についても、そういったこともあまり聞いたことはないんですけども、床上浸水までくるという観点からしますと、今までにないような雨が降ったと。福岡県のホームページを見ますと、近隣の福岡県内のあらゆる地点で今までの測定の値を見ますと、第1位であるという状況にありますので、もう近年にない雨が降ったというような状況にな

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

るかなと思って、危惧されるところであります。

それでは、次に大雨による今回の山鹿地区、それから栗屋区の災害対応について詳細をお伺いいたします。

初めに、今回近隣の市町が、今回のこの大雨に対する警戒体制を徐々に警戒レベルをアップしてきてるわけですが、まず芦屋町の体制はどうであったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

予防体制として警戒にあたっていました。具体的には、道路冠水などの情報を入手するたびに、関係各課の職員に電話連絡するなど、適時適切な対応に努めていました。

また避難所の開設については、自主避難所開設の際に、状況に合わせて開設予定時間を切り上げたり、避難指示発令に伴い、自主避難所を避難所に格上げするなど、適時適切な対応に努めていました。

加えて、遠賀郡消防本部にリエゾンの派遣を10日15時30分に依頼し、16時に派遣され、相次ぐ住民からの通報にも遠賀郡消防本部と連携し、適切に対応しました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今の答弁からしますと、今回の大雨、ホームページで先ほど言いましたように芦屋町にとっても大きな雨が降ったという事態でありますけど、過去の事例から見ますと今回の配備体制については、今予防体制ということですので、比較的、警戒レベルからすると芦屋町にとっては一番低いランクづけの配備基準で対応したかなと思うわけですが。

近隣の市町村の状況を見ますと、全て警戒体制があげられて、警戒対策本部が設けられる、または災害対策本部が設けられてるわけですが、そういったことで、町は今回体制が予防体制のままだったということでもありますけど。

警戒対策本部の開設基準は、どこにどのような形で定めておられるのか、今回予防体制でとどまったということですが、それは問題なかったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

災害警戒本部の基準については、地域防災計画に示されております。災害警戒本部は、総務課

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

長が基準に基づき、必要があると認めるときは災害警戒本部を庁舎内総務課に設置し、担当職員を配備する、の規定に基づき、設置するものとされています。配備要員は必要に応じ、増員または減員するものとされています。

芦屋町地域防災計画における、災害警戒本部の設置基準は、芦屋町に大雨、洪水、暴風、波浪、高潮の警報が発表されたとき、その他の状況により、総務課長が必要と認めたとときとなっています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

地域防災計画の中に、しっかりこれは基準が定められておまして、予防体制でとどまっているというのは私はよく理解できないんですが。今の答弁からしますと、初めに総務課長が必要と認めるときということで、この警戒レベルが徐々にアップされるかなってというような印象を受けますけど、基本的にこの地域防災計画の応急活動体制の町が定める基準というのは、特に大雨の警戒、要するに町長が発表します大雨警報が発令されたときには、警戒本部を設置すると、基準に定めておられると思うんですね。

それが今回予防体制でとどまっているっていうのは、私はちょっと理解できないんですね。だからその観点からすると、周辺の市町については警戒本部までの情報、ただ言えるのは、各町でこういった基準を設けておきますので、芦屋町との違いはあるかもしれませんが、町の基準はあくまでも大雨警報が出された時点では、警戒本部を設置するということじゃないかと思うんですが、この点いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

今回は予防体制での対応となり、結果として近隣市町との体制の違いなどについて、町民の皆様や議会の皆様に御心配をおかけしました。この点は、真摯に受け止め、今後の防災体制強化に生かしてまいります。

開設しなかったことについての明確な理由はありませんが、厳格な運用と柔軟な対応の間での判断だったと思っております。

当時の状況は、大雨警報の発令前から予防体制を開始し、警報発令に合わせ2名の応援班職員に登庁を指示し、対応に備えました。入手した情報を速やかに各所管に提供していたこと、また各所管が必要に応じて自主的に出勤し、対応していたこともあり、災害警戒本部への移行や本部

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

会議の開催などによって、業務が停滞するよりも既に軌道に乗って活動している、各課での対応を継続させるべきと判断し、災害警戒本部への移行は行いませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

適切な対応をとられたような答弁ですけど、私自身は非常に違和感を感じますね。

この地域防災計画で、この体制基準について、配備基準について、明確に示されております。それを守らないってということは、予防体制のまま今回の体制を維持したと、指示等は流したけどもそれで適切であったと判断されてるような答弁の内容に聞こえます。

私は非常にこれは問題があると思うわけですね。地域防災計画の中にしっかりと大雨警報が出された場合には、警戒本部をあげますよと。

それではここでお伺いしますが、予防体制と警戒体制のこの配備の基準の違いはどこにあるのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

松岡議員が先ほど申されたされたとおりの、警報の発令か発令じゃないかというところが基準の違いかなとは思いますが、そこが基準の違いだと理解しております。重ねてになりますが、今回の点は真摯に受け止めて、今後の災害防災体制の強化に生かしてまいりたいと思います。厳格な運用に努めたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

これは非常に反省してもらいたいんですよね、私は。総務課長が今答弁されてますけど、今回前町長がちょうど退任される表明をされた後でありますので、ちょっと過渡期にあったとは考えられるんですけど、こと住民の命に関わることも考えられる、勘案される中で、こういった防災対策の対応が遅れるというのは非常にですね、まずいと。

町としても、これはちょっとどうかということで、今後の話もあるんですけども、今後は注意していきます、それで済むようなことも、当然のことで今後注意していく必要があるんですけど、大きく反省していただいて、今後体制のアップについては、もう少し危機感を持って早めの体制

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

アップに心がけていただきたいと思いますと思うんです。

それと基準のことなんですけど、予防体制と警戒態勢、それからそれはまたあげていくわけなんですけども、大きな違いは警戒本部を立ち上げて、そこで検討するのが大変だったということで予防体制のまま進んだということなんですけども。

ここはそうじゃなくって、警戒体制になると、配備基準がアップされてくるので呼集の対応の人員も違うわけですよ。当然、そこに集まれる要員の呼集状況も違うし、また対応のやり方も変わってくるわけですよ。そのためにこういった警戒レベルってのをしっかり持って配備しておりますので、これをやっぱり遵守しなきゃならないと、ということで猛反省をしていただきたいと思います。と私は思います。

それでは、この体制についてはこれで終わらしまして、各被害の対応状況についてるる伺っていきたくてと思いますが、初めに栗屋区の調整池の氾濫についてなんですけども、これの細部状況についてお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

栗屋雨水排水ポンプ場の機能停止に伴いまして、大規模な冠水が起こったことについて説明いたします。

8月10日日曜日の正午から、線状降水帯に伴います時間雨量60ミリメートルの豪雨となりまして、前日からの雨の排水処理で2台のポンプをフル稼働しておりましたが、この排水ポンプが降り続く記録的な豪雨による、排水能力を超える流入雨量に耐え切れず水位が上昇しまして、このことが電気制御盤や高圧盤といったものを水没させまして、このことにより機能を停止いたしました。これによりまして、さらなる水位上昇を招きまして、冠水被害が拡大したところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

予想される想定を逸脱した形で、配電盤まで浸かってポンプが作動しなくなった中で、今回の雨量は、どんどん蓄積されて浸水していったんじゃないかという内容ではないかと思います。

それで1つ確認なんですけど、調整池でポンプが稼働していれば、当然のことながら少しは浸水を防げたかなと考えられるんですけど。今回、結局それが止まって排出が十分にできなかった

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

こともあるんでしょうけど、当然そういった1つの対策を取ってるわけですけど、それが十分に稼働しなくて、こういった浸水被害が大きくなるわけですけど。

そういった場合の代替手段というのがあったのかどうかということなんですが、後から私ここに駆けつけたときには、国交省からのそういったポンプを借りて、排水しているっていうことをお聞きしたんですけども。そういった予備手段を考えておられたのかどうか、ここでお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

ポンプの機能が停止した場合の予備手段というものは、正直この時点では持ち合わせておりませんでした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

本来であれば、機能していれば少しは免れたかなと思うんですけど、そういうことで防災対策っていうのは当然ながら1つだけでは、皆さんのそういった被害を防ぐことができないと思うんですね。だから今後、いろんな施策を講じていただけるかと思うんですけど、やっていかなければならないと思いますが、防災についてはバックアップ手段、当然そういった予備手段を勘案しながらですね、整備を今後は図っていただければいいかなと思うんです。

そういった中で使える協定等もあるんですけど、そういった協定を結んだから、それがすぐ効果を得るということも問題があるでしょうし、そういった実際その協定がうまく機能するような形の協定を結ぶようなことも、勘案しなければならないと思います。

それではここで調整池についての再発防止策をどのようにお考えなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

再発防止策としましては、排水ポンプ場の機能の復旧を図るにあたりまして、電気制御盤や高圧盤を含めましたポンプ室のかさ上げを実施いたします。これによりまして、水没しづらくすることで強制排水をし続けられるというものでございます。

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

また少し強い雨が降りますと、周辺農地から土砂が、道路側溝を通じてこの池の方に流れ込んでまいりますので、それがポンプ周辺に堆積いたします。産業観光課を通じまして、原因者の方に、土砂の流出を防ぐような措置を引き続き指導・助言してもらうようお願いするところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ポンプでそういった稼働できればいいんですけど、配電盤なんかにも水が入らないってことで、今回そういったもので、ポンプが止まってしまったということで、それを防ぐ対策なんでしょうけど、先ほど申しましたように代替案としたらどうなのでしょう。ポンプが止まるっていうことも十分考えられるわけですね。長年使ってきて駄目だったというようなことがあったときの対応というのは全く考えないのかと、そこは問題ではないかなと私は思うわけですけど。ポンプが止まったことについての代替案は考えないのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

ポンプが止まった場合の代替、今回考えないといけないと思いましたが、もしポンプが停止した場合には今回のように、排水ポンプ車を手配するようなこともあります。手配するといいますが、必ずしもポンプ車が借りられるわけではありませんし、県土整備事務所が持っております排水ポンプ車も、この地域に1台ということですので、いざとなると取り合いになることも想像できます。

またそういった排水ポンプ車を芦屋町として購入して、総務課が購入して持っておって、山鹿地区とかいろんな地区に冠水とかが起こった場合に使っていくというようなことを考えられますが、粟屋調整池の場合におきましては、それを今度排出する先、水を排出する先の確保の方も必要になりますので、今そのあたりの検討も進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

代替案について検討していただいているという答弁でございました。

もう一度確認させてください。代替手段は必要と考えるのかどうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

町として代替案を持っているということは必要だと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ありがとうございます。そういうことで防災対策については、今後そういった代替案を考えながら万全な体制を構築していくということで理解させていただきます。

続きましては、はまゆう区の土砂災害についてお伺いいたします。状況についてどうだったのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

はまゆう区の土砂災害の発生状況については、8月13日水曜日にはまゆう区民の方から、敷地の土地が崩れている旨の連絡がありました。このため現地を訪問したところ、敷地の土地が崩れていることを確認したため、本件について福岡県に報告しました。その後、福岡県の依頼を受けて北九州県土整備事務所が現地確認を行った結果、敷地の土地の崖崩れが発生していることが判明しました。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

不幸なことだと思うんですけど、土砂災害が起こって、命の方は問題ないとのことで人命的には、問題ないというよりは、精神的な苦痛はあったんでしょうけど、けが等はされなくてよかったかなと思いますけど。

それに伴いまして今回、福岡県の方から土砂災害危険区域の指定の追加についての処置が、令和6年度の調査を含めながら付け加えるように、19か所と聞いておりますけど、これについて経緯はどのようなものだったのか、まずお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

土砂災害警戒区域が追加される経緯につきましての説明ですが、全国的に土砂災害警戒区域が指定されていない箇所において土砂災害が発生している状況を踏まえ、国は基本指針を変更し、高精度地形図による抽出精度の向上を図ることとしました。

国の指針変更を受けて、福岡県は高精度地形図を用いて新たな調査箇所を抽出し、芦屋町において抽出した箇所の現地調査が令和6年度に行われました。今後、対象となる区域が土砂災害警戒区域等に追加指定されるものでございます。県によって追加指定されるものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

県の方からそういうことで、追加ということで、危険区域の指定が若干増えてくる、19か所と結構あるかなと思うんですけど。こういったハザードマップの中にも、そういった危険区域が明記されるようになるかと思うんですけど、この変更に伴って町の責任について何か変化はございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

土砂災害防止法第8条3項において、市町村長は円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物、ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講じなければならないとされています。このため、今回の新たな土砂災害警戒区域等を反映させたハザードマップを令和8年度に作成し、町民の皆様に周知することが町の責務となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

土砂災害防止法に基づく、見解を今述べられたわけですけど。

町としては、この土砂災害危険区域が指定されることによって、それを住民の皆さんに危険ですよという、そういった危険情報を徹底すると、にとどまるという今の答弁なんですけど、私はそれで本当に、住民の皆さんの要望に応えきってるかなとなると、非常に私は不安なんですけど。

やはり町としての責務として、そういった危険区域が増えていく中で、どのようにして土砂災害をなくすかっていう、その責務があると私は考えるわけですよ。だから、法律上からすると、

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

皆さんに危ないですよっていう情報を連絡するだけでいいんかと、いいのかと、それはちょっとどうなんだろうかね、とは思いますが。これに伴って、私は町として土砂災害が起こらないような整備をやるべきではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

あくまでも今回の指定については、法律に基づいて町に課された義務は、住民への周知等、早めに適切な避難をしていただくような周知、ソフト事業、ソフト対策的なところにとどまっております。

町といたしましては、今回指定されるような、指定されようが指定されまいが、危険な土地が町有地であれば、土地の所有者の責任として、対策を講じていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

もう町有地以外は知りませんという答弁ですけれども、それはどうかと私は思いますね。それは今回町長が所信表明演説で行われましたように、3本目の柱ですよ、の2点目に災害から守る、住民を守るという町長からの所信の表明があったわけですね。だから法律上からしたら、危ないですよっていうだけでいいんだという答弁ですけど、私はどうかなと思うんですよ。これはもう1回再考していただいて、いやそうじゃないんだと、町民の皆さんを守る責務が町にはある、行政側として守らなくちゃならないという、そういった信念のもとに、何らかの、対応をすべきではないかと思っております。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後に、本当は正津ヶ浜の浸水関係も聞きたかったんですが、今回、今申しましたように、町長の所信表明をいただいて、決意をるる説明をお聞きして、頑張っていたらいいんだな、もう本当に感動しました。

そういった中で、町長ももう既に、山鹿地区の浸水についても、もう動いていただいているようにお聞きしています。今後、将来に向かって町長の災害対応に関しての方針について、ここで答弁をお願いしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

まずもってですね、このたびの8月の集中豪雨に際しまして、被害を受けられた皆様方に、心

よりお見舞いを申し上げます。

そしてまたこの災害対応にあたって、遠賀郡消防本部、芦屋町消防団員、そして職員の皆様、そして対応にあたったボランティアの皆さん、全ての皆様方、汗を流していただいた皆様方に、感謝を申し上げるところでございます。

そして、私の防災対策に対する決意というところでもありますが、近年異常気象による大雨や台風がこれまで以上に激しさを増しており、本町においても災害リスクが高まっていると認識しております。住民の生命、財産を守るために被害を最小限に抑えること、そして被災後の生活再建をいかに早く進められるかが課題となっております。

そこで私は所信表明でも述べさせていただいたとおり、発生した災害の検証、改善、そして山鹿排水機場の能力向上について、県や国への働きかけを強化、そしてまた防災専門部署の設置に向けた検討に取り組んでまいります。

法改正や国、県の上位計画と整合性を図りながら、町の防災計画を令和8年度に改訂いたします。先ほど答弁がありましたとおりでございます。避難情報の発信方法、避難所運営、被災者支援の流れなど、災害対応の実効性を高めるためにも、見直しを進める考えでございます。

さらに、災害時のダメージを抑え、早期復旧を実現するためには、行政だけでなく民間企業や各種団体、NPOなど多種多様な主体との連携が不可欠と考えております。

今回、令和7年8月豪雨でも社会福祉協議会と協力し、被災した住宅の床下乾燥作業など被災家屋への支援を迅速に行ったところであり、今後はこうした連携をさらに広げ、被災者支援団体との災害協定の締結なども含め検討してまいります。

町といたしましては、異常気象が常態化する中であっても、住民の皆様が安心して暮らせるよう、防災・減災の強化に引き続き取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

町長からの、所信表明についての詳しい、また決意を述べていただいてよかったなと思います。

山鹿地区については、かなりもうずっと長年浸水をして多くの方が悩んでおられ、そういった中で町長が、国、県に関わってこの浸水に対する被害について、真摯に向き合って改善していくと意気込みをお伺いしたところでもありますので、今後また活躍を期待しておきたいと思います。

それでは時間も過ぎてまいりましたので、次はひきこもりについてでございます。

このひきこもりについてなんですけども、2022年で内閣府の方で調査したところ、全国に146万人ぐらいの方が今ひきこもりの状況にあるという中なんですけども、家族を含めるとこの

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

ひきこもりの状態っていうのは、この146万人にとどまらず2倍、3倍になる可能性もありまして、多くの方が悩んでおられる、家族を含めるとそういった多くの状況にあって、これは社会的な問題を抱えているのではないかなと思います。

ひきこもりについての定義なんですけど、大きな捉え方によってはちょっと違って来んですが、厚労省から出している定義につきましては、様々な要因により社会的参加を回避し、他人と関わることや外出をせず、6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態を示すと定義されてます。これが社会的に大きな影響を及ぼしてることなんですが、時間がちょっと足りなくなりましたので、これに伴っての、国の施策と町の役割はどのように義務づけられているのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

国の施策ということで厚生労働省では、ひきこもりの当事者やその家族がより身近なところで相談でき、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市町村にその環境整備を求めています。必要な費用を、地方自治体に補助しているっていうようなところになってます。その中で町に求められているものは、相談窓口の設置、関係支援機関とのネットワークづくり、アウトリーチによる訪問支援、居場所づくり、家族への支援などになっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

国の方はもう既に事業を展開しておりまして、政策、体制の整備強化を図ってます。1つは、ひきこもり地域支援センターの設置、それからひきこもりサポート事業の推進、そのほか、支援者の質、体質の向上にも努めております。これは支援者の研修の強化と、そういったものを行っているわけですね。

それとこれに関わる方に対しての、ガイドラインの整備も行われております。2025年の1月に厚労省は「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」というのを策定しておりまして、これを基にひきこもりの方の支援をやっていくと、そういったこともやっておりますし、なかなか実態把握はできないっていうことで、実態把握とか調査研究は国もやっているところでございます。

当然のことながらこれに関わる、支援に対しての財政処置、そういったことも強化を国がやっ

てるわけですが、町としての役割としては今課長の方から答弁がございましたが、町としての役割としては、そういった入口の窓口設置ですね、それから支援へつなげたり、または地域づくりを推進するというようなことになるかなと思いますけど。

私はこの中で一番重要なことは、こういったひきこもりのある方、当事者と家族の方が孤立しないようにするということが町の役割に、求められていると思うわけですが、これについてどのようにお考えになるでしょうか。そういった孤立させないということは、重要だということで、この点についての見解をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

孤立させないよというところで、そういう相談があれば、その相談対応ということができるとは思いますが、なかなか相談していただくことが少ないというところがありますので、もし相談があればアウトリーチといいますか孤立させないように、職員が御自宅の方に伺って、支援をするとか、が考えられると思います。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

私が言いたかったのは、役割の中には、来なかったら対応はできないよっていうのは当然のことだろうと思うんですね。行政側に相談がなかったら、なかなかそういったひきこもりの状態にあるっていう方に対しての支援もできないんで、体制を整えてもそれは難しいでしょうっていうことなんですけど、そこを私は1歩を進めてもらいたいっていうのは、そういったアンテナを磨いて、アンテナを巡らして、そういった情報をしっかり取ってつなげていただきたいという観点と、もう1つはこの孤立させないという福祉の観点からしたら、孤立させないということを信念を持って取り組んで欲しいという視点で私今お話したんですね。

これはやっぱそういった思いがなければ、行政側としては非常に難しいでしょうけどですね、もう知らないよってなったら町の人たちの声も届かないだろうし、聞こうと思えば聞こえたんだと思うんですけど、そういった聞こうと思う、心の思いが重要かなと思って、役割の中にどうかということでお話をしました。

そういうことで、ひきこもり対策、社会的な影響も非常に大きい中で苦しんでおられる方が多いので、その人たちが外に出ることによって経済的な損失も防げるし、社会のそういった問題点も解決できてくることが多いので、この146万人から超える200万人前後の方たちの社会の復帰をもって、大きな力になれるのじゃないかなと思います。

それでは、実態把握はどうなってるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町内におけるひきこもりの実態につきましては、詳細に調べることが難しいため、不明でございます。

推計としますと、芦屋町の生産年齢人口が約7,000人になりますので、国の方で調査を行いまして、先ほど松岡議員の方からありましたが、146万人、これ50人に1人ということになりますので、町内では7,000人の生産年齢人口がいるということで、140人程度がひきこもり状態ではなかろうかと思えます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

ひきこもりの実態調査はなかなか難しいかなと思えます。国の方もそういうことで今いろいろ、模索しながらそういった実態把握に努めて調査もやっているとところです。

今、中高齢者が多くて50人で、8050問題とか9060問題ということで悩んでおられる方が多いんですね。結局高齢者の方が、そういった5、60の方がひきこもりになっているので、逆に面倒を見なくてはいけないといった問題が社会問題になっている状況なんですけど。

それ以外に今回は問題にあげておりませんでしたけども、学校の方でも、不登校のこどもたちが長期化して、結局このひきこもりと同じような状況で社会に全然出て行かなくなって、その学校のときもそうなんでしょうけど、それがずっと引き続いていく中で、ひきこもり状態になると。これについても、教育現場でまたいろいろ、るる対策を講じてもらうようなことが必要かなと思えますけども。

そういうことで、少なくとも今言った人数ぐらい、分かりません、まだはっきりですね、水巻町ではちょっと何か情報が、少し把握してるような話がちょっとあったんですけど、我が町ではほとんどお話を聞くと、そういった相談もないしって、なかなか表立ってこないっていう、またそういったひきこもりのある方は、どちらかという表には出されない方が多いですね、家族の問題だから周りの方に迷惑かけてはならないとかそういう観点もあるし、恥ずかしいとかいうのもあるのかもしれないですけど、隣の人にもちょっと言えない事情があつてとかいろいろあると思うんで、実態の方もそういうことで把握できないってのが言えるんじゃないかなと思えます。

それでは現在の、このひきこもりについての支援状況についてと、問題がありましたらお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

先ほど、町の責務として話しましたことも踏まえて、問題点も含めて回答したいと思います。

まず1点目、相談体制の整備についてです。相談窓口、福祉課障がい者・生活支援係となっております。ホームページ上でも周知しております。ただし、不登校の問題については教育委員会が主な窓口となっております。必要に応じて福祉課、健康・こども課とも連携して問題解決に努めているところです。

相談状況としましては、先ほどからお話がありますが、困っている人がいるとしてもなかなか窓口に相談に来ていただかず、現状把握や広く支援ができていないということ、こちら課題と考えております。

2点目に、地域支援機関との連携です。国が令和3年度までに設置を求めていました、市町村プラットフォーム、こちら宗像・遠賀地域の広域で設置しております。名称を、ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議としていまして、メンバーは行政である市町のほかに、各地域の社会福祉協議会や自立相談支援事業所、地域包括支援センター、若者サポートステーション、基幹相談支援センターなどで構成されておまして、福岡県のひきこもりの現状や支援施策を学んでいるほか、行政以外の支援機関と情報交換を行うことで、支援する側としての顔つなぎも行っております。

また支援を進めるにあたりましては、将来的には就労を含めて社会的自立を円滑かつ効果的に行うため、就労関係の支援機関との情報交換、連携強化、ネットワーク化を図るため、中間・遠賀圏域若者自立支援機関連携会議にも参加しておまして、連携対応の強化に努めているところでございます。

3点目に、アウトリーチ支援です。福祉課職員が民間の支援事業所、福祉事務所と協力し、一緒に訪問するなどの対応は行っております。必要に応じて複数回関係性を築いた中で、福祉サービスにつなげることができた事例もございます。

4点目に、居場所づくりです。自宅以外の居場所づくりとしまして、現時点では対象となる方がおられないので、設置には至っておりません。

5点目に、家族への支援です。家族会についても、現状では芦屋町に相談者がいないため発足しておりません。この居場所づくりと家族支援について、具体的な施策ができていないことは、今後の課題であると考えております。

6点目に庁内の連携体制。先ほども答弁しましたが、基本的には福祉課で相談を受け、相談を受ける中で必要に応じて健康・こども課、教育委員会とも連携し、問題解決に努めております。

7点目に、住民への理解促進、いわゆる啓発になります。ひきこもりは御本人や御家族だけの問題ではなく、誰にでも起こりうることでありという理解を、地域社会の中で広めていくことが重要ですが、相談窓口は町のホームページで周知しているものの、理解促進につなげる施策は現時点で行えておりません。こちら課題と考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

現状お伺いしましたが、町としても先行的にいろんな取組をやっていただいているかと思うんですけども、ただ今ありましたように、なかなか相談窓口まで来られるような状態ではないということで、町としてもそういった実態を把握しきれてないというのが、そのままだと思うんですけど。

それで、こういった皆さんの声を行政につなげるためのテクニックというか、そういった形で、もう少し相談しやすいような環境づくりが要るのかなと思うわけですけど。ある先進地ではオンラインで伺っているような話も聞いておりますけども、町としてはそういった柔軟な対応を考えることができないのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

相談体制、相談しやすくというところで先ほどから申し上げますとおり、福祉課の障がい者・生活支援係が相談の入り口になります。人の目が気になるとかの理由で、相談しにくいこともあるかもしれません。電話での相談も可能ですので、こちらを広く周知していきたいと思っております。

また、オンライン相談についてということがございました。福岡県ひきこもり地域支援センターが既に実施しておりますが、相談状況としまして令和5年度の実績になりますが、電話相談652件に対しまして、オンライン相談4件という形になっております。利用頻度があまり多くありません。

自宅から出ず、人の目を気にせず相談できるという視点からは、電話やメールでの相談と同様であると思っておりますので、オンライン相談について、現時点では導入については考えておりません。

時間を気にせず相談できる、メールによる相談ということができると思っております。オンラインに近いものがあるかもしれませんが、その後のメールによる相談を受けた後、訪問相談等につなげていければなと思っております。またそのメールによる相談方法を分かりやすいように、ホームページの内容等を今後見直していきたいと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今後の支援の取組もちよっと踏み込んだ形で申し訳ないんですが、その前に国の施策の中で、プラットフォームの構築ということがございまして、先ほど芦屋町についても近隣の町と連携してプラットフォーム化をしていると思いますが、この活用方法を具体的に説明をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

プラットフォーム、こちら宗像・遠賀の保健所圏域で設置しております。設置の目的は、支援する側の各機関の担当者が、相互かつ適時に連絡、情報共有できる関係性の構築となっております。定例の会議に出席しまして、町が活用できる県のひきこもり支援対策の説明を受けたり、ひきこもり支援機関が実施した事例報告を受けたり、グループワークによって事例検討を行うなど、他の支援機関と連携し、そしてそのまま支援につなげる手法とかを学んでおります。

先ほども話がありましたが、顔つなぎというところが1番大きなところではございます。今後とも他機関連携の拠点として活用していきたいと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

支援につなげることから勘案すれば、こういったプラットフォームを活用するってことは重要なことなんですけども、今出来上がったばかりだと思うんですけど、効果としてはどのように考えておられますか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

そこで顔つなぎができておりますので、その相談者の状況に応じた支援機関を案内するとかいうふうな形で、今現在活用できております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

せっかくできたシステムですので、しっかりと活用していただいて、こういった見守りをしっ

令和7年第4回定例会（松岡泉議員一般質問）

かりやっていたきたいと思います。

それでは要旨3には踏み込んでおりますけども、アウトリーチの話がさっきございました。これ訪問ですけど、来所できない方にとっては、こういった訪問していただけるのもありがたいと思うんですけども、町としては非常に負担も大きいかと思うんですが、これをどの程度を重視して、構築していくのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

外出困難な人や支援を拒否する人に対して、信頼関係の構築が最も重要であります。ひきこもり本人や家族は不安感、自己喪失感、自己否定感を抱いている場合もございますので、本人や家族たちの複雑な状況や心情等を理解した上で、丁寧に寄り添う対応ということが必要であります。

またひきこもりに至った要因もあると思いますので、その原因を解消することも同様に必要と思っております。

アウトリーチ支援、現在民間の支援事業者、福祉事業所と連携して、現在も行っております。本人や家族に寄り添った支援を心がけ、今後も継続していきたいと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

アウトリーチ、非常に皆さんのためにはなると思いますので、町の負担がちょっと大きいので、そのあたりは懸念される場所でもありますけれども、そういうことで町民の皆様に応えるためにも、アウトリーチの制度をしっかりと構築していただきたいと思います。

それから家族支援、こういった家族で困っておられる方がおられて、居場所づくりというのがいろんな先進地で行われております。特にひきこもりの方を外に出すのは、非常に難しいんですけど、うちの国会議員もひきこもり対策重視してまして、釣りのポイントさんと連携してそういった釣りに一緒に行くとか、イベントを設けるとか、それから今度はキャンプ、キャンピングカーを借りるように調整してアウトドアに連れて行く、そういったことでひきこもりにある方が外に少しでも興味を持って、少し頑張っていこうかという気になってくれたということなんですけど。

町としてはそういった活用に関して、居場所づくりに関して、いろんなところと協力しながら町独自の支援についての考えがないのか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

居場所づくりについてということで芦屋町の規模では、まだ相談者もあまりいないというところもありまして、単独実施、現実的ではないのかなと思っております。

現在そのような相談があった場合は、既にある社会資源を活用することとしております。県や北九州若者サポートステーションが設置しております、フリースペースなど案内しておりますが、将来的には、郡内などで広域で設置できないかという検討は必要ではなかろうかと思っております。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 8番 松岡 泉君

今後そういうことで、はっきり相談もないので、今後進め方ということで、支援につなげるところをまだはっきりしてないでしょうけど、そういったことが今後表面化してきますので、しっかりとそういう面でサポートをしていただければと思います。

時間が差し迫ってきましたけど、最後に先ほどの答弁の中にもございました、こういったひきこもりの方に対する配慮、心の痛み、こういったものが町民全体の中に広がらないとなかなか支援もつながらない、また心がつながらない中で支援ができるかとなると、それもできないだろうということで、しっかりと町の皆様の御協力をいただけるような話の中で、いろんな啓発活動も行っていたきたいと思っております。

もう、とにもかくにも、こういったことで当事者、それから家族が悩んでおります。どうか、そういった人のことを考えながら、しっかりとサポート、寄り添っていただければと思います。

以上をもちまして私の一般質問、これをもちまして終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。